

磐田市告示第322号

磐田市地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月6日

磐田市長 草地 博 昭



磐田市地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用の機械及び施設（以下「機械等」という。）の導入等を支援するため、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び強い農業づくり総合支援交付金等交付要綱（令和元年5月20日付け農戦第83号経済産業部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき補助事業を実施する個人又は市内の農業者が組織する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象及び交付額は、別表に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金計画書（様式第4号）
- オ 実施内容（内訳）（国要綱別紙様式第3号別添1）
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (4) 前号の財産について、市長の承認を受けずに、処分制限期間（国要綱別記1第1の9(1)アの処分制限期間をいう。以下同じ。）内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が前条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により市長の承認を受けたものとみなす。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (5) 前号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

- (6) 国要綱別記1第5に定める関係書類を整理保存するとともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しないものにあつては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手確保交付要綱」という。）別記様式第10号の財産管理台帳、その他関係書類を整理及び保管しなければならない。

- (7) 市税を滞納していないこと。

(8) 前各号に掲げる事項のほか、規則、この告示が指示した事項を遵守すること。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）による事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合は、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第7条 補助事業の変更、中止又は廃止の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) 資金計画書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況について、事業遂行状況報告書（様式第9号）により翌年の1月20日までに市長に報告しなければならない。

(完了報告)

第10条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 完了報告書（様式第10号）
- イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ 財産管理台帳（担い手確保交付要綱別記様式第10号）

オ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限 事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで
(交付確定の通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(請求手続)

第12条 請求手続の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 請求書（様式第12号）

(2) 提出期限 別に定める日まで

(概算払の申請)

第13条 概算払の申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 概算払申請書（様式第13号）

(2) 資金計画書（様式第4号）

(概算払の請求手続)

第14条 概算払の請求手続の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 概算払請求書（様式第12号）

(2) 資金状況報告書（様式第4号）

(年度終了報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定があった日の属する年度が終了したときに事業が完了していない場合は、年度終了実績報告書（様式第14号）を別に定める日までに市長へ提出するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、第3条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に

係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請するものとする。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第10条第1項の規定による実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告するものとする。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、規則第14条に定める場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においても、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

助成の対象			補助の交付額		重要な変更
事業	経費	助成対象者	補助率	上限額	1 国要綱別紙様式第3号別添1に設定する成果目標の変更
国要綱別記1第1の4(2)ア(7)又は(1)で助成対象となる事業	左記の事業に要する経費	国要綱別記1第1の4(1)に定める助成対象者	国要綱別記1第4の1(1)アに定める率以内	国要綱別記1第4の1(1)に定める額	2 事業の新設 3 助成対象者の変更 4 施設等の設置場所の変更 5 事業費の30パーセントを超える増減
国要綱別記1第1の4(2)ア(7)で助成対象となる事業	左記の事業に要する経費	国要綱別記1第1の4(1)に定める助成対象者	国要綱別記1第4の1(1)イに定める率以内	国要綱別記1第4の1(1)に定める額	

様式第1号（第3条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の交付申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

磐田市地域農業構造転換支援事業の補助金について、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 資金計画書（様式第4号）
- (4) 実施内容（内訳）（国要綱別紙様式第3号別添1）

4 同意事項

☐ 交付要件の確認のため、市が市税の納付状況を確認することに同意します。

様式第2号（第3条、第7条、第10条関係）

地域農業構造転換支援事業の事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の概要

2 成果目標

3 経費の配分

事業費	負担区分					備考
	国費	県費	市費	自己負担金		
円	円	円	円	円	円	

4 事業完了予定日（又は完了日）

年 月 日

（注1） 完了日は、施工業者等から補助対象物の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

（注2） 変更事業計画書の場合は、変更部分について、変更前を上段括弧書きし、変更後を下段に二段書きで記入すること。

様式第3号（第3条、第7条、第10条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (変更後予算額) (本年度決算額)	前年度予算額 (変更前予算額) (本年度予算額)	比 較		区 分
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (変更後予算額) (本年度決算額)	前年度予算額 (変更前予算額) (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更事業計画書の場合については、変更部分について、変更前を上段括弧書きし、変更後を下段に二段書きで記入すること。

様式第4号（第3条、第7条、第13条、第14条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の資金計画書（資金状況報告書）

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

（注） 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



地域農業構造転換支援事業費補助金の交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった磐田市地域農業構造転換支援事業の補助
金交付について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金

円

様式第6号（第6条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の交付決定前着手届

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

磐田市地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記条件を
了承の上、交付決定前に着手をしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等については、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業名	事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
		円	年 月 日	年 月 日	

様式第7号（第7条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐田市
地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり事業の変更（中止・廃止）を申請し
ます。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



地域農業構造転換支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった磐田市地域農業構造転換支援事業の補助金について、下記のとおり事業の変更（中止・廃止）を承認したので通知します。

記

承認の内容

様式第9号（第9条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の事業遂行状況報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた磐田市地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		1 2 月 3 1 日まで に完了したもの		1 月 1 日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	完了予 定年月 日	
	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

地域農業構造転換支援事業費補助金の完了報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐田市
地域農業構造転換支援事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて報告しま
す。

記

- 1 完了の年月日
 - 2 事業の内容及び成果
 - 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金
 - 4 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由
 - 5 交付決定を受けた額
 - 6 その他
-

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者

審査結果の意見

様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



地域農業構造転換支援事業費補助金の確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった磐田市地域農業構造転換支援事業の補助金について、審査の結果、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

金

円

様式第12号（第12条、第14条関係）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定（決定）
を受けた磐田市地域農業構造転換支援事業の補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

口座振込先金融機関名

口座種別 No.

口座名義

様式第13号（第13条関係）

地域農業構造転換支援事業費補助金の概算払申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐
田市地域農業構造転換支援事業の補助金について、下記のとおり概算払を申請します。

記

- 1 概算払申請額 円
- 2 概算払の理由
- 3 概算払の時期

様式第14号（第15条関係）

地域農業構造転換支援事業の年度終了実績報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐田市地域
農業構造転換支援事業について、下記のとおり年度終了実績を報告します。

記

補助事業の実施状況

事業名	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予 定年月 日
	事業費 (A)	補助金 額	(A)のうち 年度内支 払済額	概算払受 入済額	事業費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	

様式第15号（第16条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の
消費税仕入控除税額等が確定したので、磐田市地域農業構造転換支援事業費補助金交付
要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円